

外 貨 定 期 預 金 規 定

< I . 自動継続方式の場合 >

1. 自動継続

- (1) この預金は、証券表面記載（以下「表面記載」といいます。）の満期日に、あらかじめ指定された期間（以下「預入期間」といいます。）の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、表面記載の継続前の満期日の「預入期間」後の応答日（以下「この応答日」といいます。）とします。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の2営業日前までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

2. 満期日

- (1) 上記1. (1) の場合で、この応答日が金融機関休業日となるときは、この応答日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応答日の翌営業日がこの応答日の翌月となる場合は、この応答日の前営業日を満期日とします。
- (2) 当初預入日とその当初預入日の属する月の最終日である場合は、上記1. (1) にかかわらず、この応答日の属する月の最終営業日を満期日とします。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間および証券表面記載利率（継続後の預金については上記1. (2) の利率）により、下記(4) の付利単位によって計算し、満期日に税引後利息を元金に組入れて継続します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における外貨普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は当該外貨1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 為替予約

為替相場を確定するための為替予約は、この預金の継続を停止する場合に限り締結することができます。
為替予約を締結するときは、別に定める外国為替先物予約約定書（外貨定期預金用）によります。

< II . 自動継続方式以外の場合 >

1. 預金の支払時期

この預金は、表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、表面記載の期間、利率および上記I - 3. (4) の付利単位によって計算します。満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における外貨普通預金の利率によって計算します。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、解約日における外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

3. 為替予約

この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める外国為替先物予約約定書（外貨定期預金用）によります。

< I ・ II 共通の規定 >

1. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、後記5. (2) ①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記5. (2) ①、②AからFまたは③AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. 相場・手数料

- (1) この預金の預入れ、または払戻しに際し、表面記載と異なる通貨にて受入れ、支払いを行う場合は、当金庫所定の為替相場により換算します。
- (2) 表面記載の通貨により受入れ、または支払いを行う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

3. 預入の最低金額

この預金の預入は、1,000米ドル以上、1補助通貨（セント）単位とします。

4. 外国通貨現金による払戻し

この預金の外貨現金による払戻し請求があった場合でも、当金庫の都合により、当金庫所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

5. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約、または書替継続するときは、この証書の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

6. 届出事項の変更、証書の再発行等

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書を再発行（汚損等による再発行を含みます）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

7. 印鑑照合等

この証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. 準拠法、裁判管轄権

- (1) この預金取引の準拠法は日本法とします。
- (2) この預金に関し紛争が生じた場合には、本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

10. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 1. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他重要な事項を書面によってお届けください。また預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 2. 規定の変更

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以 上

(2020年4月1日現在)